

令和8年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱の一部改正「新旧対照表」

改 正 後	改 正 前
令和8年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱	令和8年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱
第1条～第4条（略） 第4条第1項～第6項（略） 第4条第7項 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。 なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。 ・本事業に申請する事業所向けの「SECURITY ACTION」特設ページ （掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/kaigotech.html） ・「SECURITY ACTION」の概要説明、申込方法 （掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/） ・「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」 （掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/5minutes.html） 第4条第8項～第10項（略） 第5条～第12条（略） 附則 この要綱は、令和8年4月22日から施行する。 この要綱は、令和8年8月10日から施行し、令和8年4月22日より適用する。	第1条～第4条（略） 第4条第1項～第6項（略） 第4条第7項 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。 なお、SECURITY ACTION 対象外の事業所については、同等の対策（一つ星 or 二つ星）を講じていることを宣言すること。 ・「SECURITY ACTION」の概要説明 （掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/） ・「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」 （ 掲 載 先 ： https://www.ipa.go.jp/security/guide/ps6vr70000011jhl-att/000055848.pdf） 第4条第8項～第10項（略） 第5条～第12条（略） 附則 この要綱は、令和8年4月22日から施行する。